

< 翻 訳 >

ドイツ訴訟費用援助法の翻訳

(2014年1月1日現在)

豊 田 博 昭

前号で2013年のドイツ訴訟費用援助法の改正について、主として立法資料に基づき考察した（「ドイツ訴訟費用援助法の改正——2013年改正法の立法資料から——」修道法学39巻2号）。1994年当時の同法および関連の法律などについてかつて翻訳したことがある（法務大臣官房司法法制調査部「法務資料第454号 各国の法律扶助制度」108頁以下）が、今次の法改正により当時の法文は相当に修正されている。前号の改正法論文の公刊と同時に新しい法文も掲載すべきであったが、もう少し他の法律の条文なども検討する作業に手間取ったためここに追加的資料として2014年1月1日現在の、同法の中核をなす民事訴訟法114条から127条までの法文の試訳を公表させて頂く次第である。なお、関連の他の法律、特に115条に関する法律などの試訳までは行っていない。

民事訴訟法114条 要件

(1) 当事者の人的および経済的な状態からして、訴訟遂行の費用をまったく支払うことができない、もしくはその一部しか支払うことができない、または分割払いでしか支払うことができない当事者は、目的とする権利追行または権利防御が十分な勝訴の見込みを有し、かつ慎重さを欠くとはみえないとき、申立てにより、訴訟費用援助を受けるものとする。欧州連合内での国境を超える（grenzüberschreitende）訴訟費用援助については、1078条から1078条が補充的に適用される。

(2) 訴訟費用援助を申し立てない当事者が、すべての事情を理性的に評価した場合において、十分な勝訴の見込みがあるにもかかわらず、権利追行または権利防御を断念するであろうとき、その権利追行または権利防御は慎重さを欠くものである。

民事訴訟法115条 所得および資産の利用

(1) 当事者は、自己の所得を利用しなければならない。所得には、金銭または金銭価値のあるすべての収入が含まれる。

つぎに掲げる費用は、所得から控除しなければならない。

- 1 a) 社会法典 (Sozialgesetzbuch) 第12編 (Zwölften Buch) 82条2項に掲げられた費用,
- b) 生業活動によって所得を得ている当事者の場合には、独身の受給者または単身で子を養育している (alleinerziehenden) 受給者 (Leistungsberechtigten) に対し、社会法典第12編28条別表 (Anlage) による原則的需要第1段階 (Regelbedarfstufe 1) によって確定または更新された (fortgeschrieben) 最高基準額 (höchsten Regelsatz) の100分の50パーセントに相当する額,
- 2 a) 当事者およびその配偶者または生活パートナーについては、それぞれ、独身の受給者または単身で子を養育している受給者に対し、社会法典第12編28条別表による原則的需要第1段階 (Regelbedarfsstufe 1) によって確定または更新された最高基準額に、その100分の10パーセントを加算した金額に相当する額,
- b) 法律上の扶養義務に基づいて、扶養権利者それぞれに対し、その他の扶養給付がある場合には、成人一人につき、社会法典第12編28条別表による原則的需要第3段階ないし第6段階によって確定または更新された最高基準額に、その100分の10パーセントを加算した金額に相当する額,
- 3 当事者の生活状態と著しく不均衡なものでない限り、住居費および

暖房費,

- 4 社会法典第2編21条および同法典第12編30条による割増し需要 (Mehrbedarfe),
- 5 特別な負担を考慮して相当なものである限度で、その他の費用。この場合に、民法典1610条 a を準用する。

4 基準とする金額は、訴訟費用援助を付与したときに適用される額である。連邦司法大臣は、新規に確定または更新するたびに、3文1号 b および2号により基準とする金額*を連邦法律官報において公示する。その金額は、端数のないユーロ (volle Euro) にならない限り、0.49ユーロまでは切り捨て、かつ0.50ユーロからは切り上げなければならない。3号2文に従った扶養控除の額 (Unterhaltsfreibetrag) は、扶養権利者の自己所得分を減額する。現金で年金 (Geldrente) が支払われているときは、相当な金額である限りで、扶養控除額 (Freibetrags) に代えて、その額を控除しなければならない。

(2) 一か月の分割金 (Monatsraten) は、一か月の所得のうち、控除後の残余部分 (利用すべき所得) の半分に相当する額を支払うべき金額として定めなければならない。その場合の一か月の分割金は、端数のないユーロに切り上げなければならない。分割払いの金額が10ユーロに満たないときは、分割金の確定は行わないものとする。利用すべき所得が600ユーロをこえるときは、分割金は、300ユーロに、その利用すべき所得で600ユーロをこえる部分を加算した額となる。審級数にかかわらず、最高48か月の分割払いをしなければならない。

(3) 当事者は、期待されうる限度で、自己の資産を利用しなければならない。社会法典第12編90条は準用する。

(4) 訴訟費用援助は、当事者の訴訟追行の費用が4か月の分割払いおよび資産から抛出すべき一部費用をこえないことが予想されるときは、付与されない。

* 本訳文では、1項1号b、2号aおよび同号bに規定された額を指す（訳者）。

民事訴訟法116条 職務上の当事者，法人，および当事者能力のある団体

つぎに掲げる者は、以下に定める場合に、申立てにより、訴訟費用援助を受けることができる。

1号 職務上の当事者は、費用が管理する財団から支払うことができず、かつ、その支払いが訴訟の目的物について経済的な利害関係を有する者に期待することができないとき。

2号 法人または権利能力のある団体であって、内国、その他欧州連合の加盟国、またはヨーロッパ経済圏のその他協定契約国で設立され、かつおかれているものは、自らも、また訴訟の目的物について経済的な利害関係も費用を調達することができず、かつ、権利追行または権利防御を行わないことが一般の利益（*allgemeinen Interessen*）に反すると思われるとき。

114条1項1文後段および2項は、準用する。費用を一部しか支払うことができない、または分割払いでしか支払うことができないときは、その状態に応じた金額（*die entsprechenden Beträge*）を支払わなければならない。

民事訴訟法117条 申立て

(1) 訴訟費用援助付与の申立ては、受訴裁判所に行わなければならない。その場合に、申立ては事務課の面前で陳述し、調書に録取を受けることができる。申立てにおいては、証拠方法を提示して、訴訟関係を申述しなければならない。強制執行のための訴訟費用援助付与の申立ては、その強制執行を管轄する裁判所にしなければならない。

(2) 申立てには、当事者の人的および経済的な状態（家族関係、職業、資産、収入および負担）に関する自己の陳述、ならびにそれを証する書面を添付しなければならない。陳述書および添付された書面は、当事者の同意を得てのみ、相手方に閲覧させることができる。ただし、相手方が申立人

豊田：ドイツ訴訟費用援助法の翻訳（2014年1月1日現在）

に対し民法の規定に従ってその収入および資産について閲覧を求める請求権を有しているときは、この限りでない。相手方に申立人の陳述を伝えるに先立ち、申立人には態度表明の機会を与えなければならない。申立人は、その陳述が伝達されることについて、教示を受けなければならない。

(3) 連邦司法大臣は、連邦参議院の同意を得て、手続の簡素化および統一のために、法規命令により、陳述のための書式を導入することができる。その書式には、120条 a 第2項4文によって必要とされる教示を掲載するものとする。

(4) 陳述のための書式が導入されている限りで、当事者はこれを用いなければならない。

民事訴訟法118条 付与手続

(1) 相手方は、特別な理由から合目的なものであるとみえない限りにおいて、訴訟費用援助付与のための要件が存するか否かについて、態度を表明する機会を与えなければならない。この態度表明は、事務課の面前において、調書に行わなければならない。裁判所は、合意が期待できるときは、当事者を口頭による討論に呼び出すことができる。この場合の和解は、裁判所の調書に録取されなければならない。相手方に生じた費用は、償還しない。2項3文による証人および鑑定人の尋問によって生じた経費（Auslagen）は、訴訟費用を負担する当事者が裁判費用（Gerichtskosten）として負担しなければならない。

(2) 裁判所は、申立人がその事実上の申立てについて疎明をするように求める、特に宣誓に代わる保証もまた行うように要請することもできる。裁判所は調査を行う、特に文書の提出を命じ、かつ報告を取り寄せることができる。証人および鑑定人は、尋問しない。ただし、それ以外の方法では権利追行または権利防御が十分な勝訴の見込みを有し、かつ、慎重さを欠くものでないか否かを解明できないときは、この限りでない。その場合に、宣誓は行わない。申立人が裁判所の定めた期間内に、その人的および経済

的な状態について疎明しない、または、特定の質問にまったくまたは不十分にしか答えないときは、裁判所はその限度で訴訟費用援助の付与を拒否する。

(3) 1項および2項に掲げる措置は、裁判長または裁判長から命じられた裁判所の構成員によって実施される。

民事訴訟法119条 付与

(1) 訴訟費用援助の付与は、各審級に対し個別に行われる。相手方が上訴したときは、上級審では、権利追行または権利防御が十分な勝訴の見込みを有するか、または慎重さを欠くものでないか否かの調査は、行わない。

(2) 動産に対する強制執行のための訴訟費用援助の付与には、宣誓に代わる保証手続を含めて、執行裁判所の管轄区域におけるすべての執行行為が含まれるものとする。

民事訴訟法120条 支払いの確定

(1) 裁判所は、訴訟費用援助の付与と同時に、一月に支払うべき分割金および資産から支払うべき金額を確定する。裁判所が115条1項3文5号により特別な負担を考慮して所得から金員を控除し、かつ、4年が経過するまでにその負担はすべてまたは部分的に消滅することが予想されるときは、裁判所は、同時に、負担をまったく考慮しない、またはわずかな範囲でのみ考慮したときに生ずる支払いの金額を確定し、その支払いをすべき時点を定めるものとする。

(2) 支払いはラントの国庫にしなければならない。連邦裁判所の手続においては、前審級で訴訟費用援助が付与されていなかったときは、連邦の国庫に支払わなければならない。

(3) 裁判所は、つぎに掲げる場合には、支払いの仮の停止を定めなければならない。

1号 当事者の支払いによって、発生の予想される費用が支弁できるとき、

2号 当事者、当事者に付き添った弁護士、または連邦もしくはラントの国庫が、その他の手続への関与者に対し、費用を請求することができるとき。

民事訴訟法120条 a 付与の変更

(1) 裁判所は、訴訟費用援助の基準となる人的または経済的な状態が著しく変化したときは、なすべき支払いについての裁判を変更すべきものとする。115条1項3文1号bおよび2号により基準となる金額*の変化は、申立てに基づいてのみ、かつ、それにより分割払いをしなくてよい結果となるときに限り、考慮しなければならない。裁判所の要請に基づき、当事者は、状態の変化が生じたか否かをいつでも説明しなければならない。当事者に不利となる変更は、裁判の確定またはその他の手続の終了から4年が経過したときは、行わない。

(2) 前項4文に掲げた時点以前に当事者の経済的な状態が著しく改善した、または、その住所が変わったときは、当事者はそれを遅滞なく裁判所に届け出なければならない。当事者が継続的な月単位の所得を得ている場合に、それまで基礎におかれていた純所得との差額が100ユーロをこえることが一回だけにとどまらないときに限り、所得の改善は著しいものとする。前文は、控除しうる負担が消滅したときに、準用する。これらのこと、および違反の効果について、当事者は申立ての際に117条3項によって導入された書式において教示を受けなければならない。

(3) 経済的な状態の著しい改善は、当事者が権利追行または権利防御によって何らかのものを取得することで生ずる。裁判所は、裁判の確定またはその他の手続の終了後に、権利追行または権利防御によって獲得したものを考慮して、なすべき支払いについての裁判の変更が必要であるか否かについて、調査すべきものとする。裁判の変更は、当事者が権利追行また

は権利防御によって獲得したものを適時に給付した場合に、分割払いのない訴訟費用援助を得ていた限りにおいて、行わないものとする。

(4) 1項3文による人的または経済的な状態の変化について陳述するために、当事者は117条3項によって導入された書式を用いなければならない。人的および経済的な状態の再審査については、118条2項を準用する。

*115条の補注に同じ（訳者）。

民事訴訟法121条 弁護士の付添い

(1) 弁護士による代理が法定されているときは、当事者は、自ら選択し代理について受諾を得た弁護士が付添うものとする。

(2) 弁護士による代理が法定されていない場合において、弁護士による代理が必要とみえるとき、または相手方が弁護士により代理されているときは、当事者は、その申立てにより、自ら選択し代理について受諾を得た弁護士が付き添うものとする。

(3) 受訴裁判所の管轄区域内において所属認可を受けていない弁護士は、そのために余分な費用が生じないときに限り、付添うことができる。

(4) 特別な事情により必要があるときは、当事者は、その申立てに基づき、受託裁判官の面前の証拠調べ期日に出頭する、または訴訟代理人との連絡を仲介するために、自ら選択し代理について受諾を得た弁護士が付添うものとする。

(5) 当事者が代理を受諾する弁護士を見つけることができないときは、裁判長は、申立てにより、その当事者に弁護士の付添いを命ずるものとする。

民事訴訟法122条 訴訟費用援助の効果

(1) 訴訟費用援助の付与は、つぎに掲げる効果を生ずる。

1号 連邦またはラントの国庫は、裁判所の定めに従ってのみ、つぎに掲げるものを当事者に対し請求することができる。

豊田：ドイツ訴訟費用援助法の翻訳（2014年1月1日現在）

- (a) 発生し、かつ納付されていない、裁判費用および執行官費用
- (b) 付添弁護士の当事者に対する請求権で、自らに移転したもの。

2号 当事者は訴訟費用の担保提供義務を免れる。

3号 付添弁護士は、当事者に対し報酬請求権を主張できない。

(2) 原告、控訴人または上告人が訴訟費用援助を付与され、かつ連邦またはラントの国庫に支払いをすべきことが定められていないとき、相手方には、前項1号 a に掲げる費用の一時的な免除という効果が生ずる。

民事訴訟法123条 費用の償還

訴訟費用援助の付与は、相手方に生じた費用を償還しなければならないという義務に影響を及ぼさない。

民事訴訟法124条 付与の取消し

(1) 裁判所は、つぎに掲げる場合に、訴訟費用援助の付与を取り消すべきものとする。

1号 当事者が、紛争関係の虚偽の陳述により、訴訟費用援助の付与の基準となる要件を偽ったとき。

2号 当事者が、故意または重大な過失により、人的もしくは経済的狀態について虚偽の申立てをしたとき、または120条 a 第1項3文による説明を怠ったとき。

3号 訴訟費用援助の人的または経済的な要件がなかったとき。この場合に、裁判の確定またはその他の手続の終了から4年が経過したときは、取消しはしないものとする。

4号 当事者が、120条 a 第2項1文ないし3文に反して、裁判所に所得および資産の狀態の著しい改善または住所の変更を、故意または重大な過失により不当に申し立てた、または不十分にしか申し立てていないとき。

5号 当事者が分割払いまたはそれ以外の金員の支払いを3か月以上延滞したとき。

(2) 当事者の申し立てた証拠調べが、訴訟費用援助の付与の時点においてはまだ考慮できなかった事情によると、十分な勝訴の見込みを示さない、または、証拠申立ては慎重さを欠くものとみなされる限りで、裁判所は訴訟費用援助の付与を取り消すことができる。

民事訴訟法125条 費用の取立て

- (1) 裁判費用および執行官費用は、相手方が確定的に訴訟費用の負担を命じられたときに初めて、その相手方から取り立てることができる。
- (2) 相手方が一時的に支払いを免除されている裁判費用は、相手方が確定的に訴訟費用の負担を命じられた、または訴訟が費用についての裁判なく終了した限りで、その相手方から取り立てることができる。

民事訴訟法126条 弁護士費用の取立て

- (1) 当事者のために任命された弁護士は、その手数料および立替金を、訴訟費用の負担を命じられた相手方から、自己の名で取り立てることができる。
- (2) 当事者本人との関係に基づく抗弁は、主張できない。相手方は、同じ訴訟において費用についてなされた裁判に従って、当事者が償還すべき費用と相殺することはできる。

民事訴訟法127条 裁判

- (1) 訴訟費用援助についての手続における裁判は、口頭弁論を経ないで行う。第一審裁判所が管轄する。ただし、手続が上級審に係属しているときは、その審級の裁判所が管轄する。当事者の人的および経済的な状態についての申立てが、裁判の理由に含まれる限りにおいて、それは、当事者の同意を得てのみ、相手方に通知してよいものとする。
- (2) 訴訟費用援助の付与に対しては、3項の基準に従ってのみ不服を申し立てることができる。それ以外の場合には、即時抗告をすることができる。

豊田：ドイツ訴訟費用援助法の翻訳（2014年1月1日現在）

ただし、裁判所が訴訟費用援助の人的または経済的な要件を完全に（*ausschliesslich*）否定したときを除き、本案事件の係争額が511条に掲げる金額をこえないときは、この限りでない。

(3) 訴訟費用援助の付与に対し、分割払いも、また資産から支払うべき金額も定められていないときに、国庫の即時抗告が許される。抗告は、当事者は、その人的および経済的な状態からみて、支払いをしなければならないという理由のみで行うことができる。不変期間は一か月とし、かつ、それは決定の通知と同時に開始する。裁判の言渡しから三か月が経過した後は、抗告はできない。裁判が言い渡されないときは、署名のある裁判が事務課に引き渡されるときをもって、言渡しに代えるものとする。裁判は職権では国庫に対して、通知されない。

(4) 抗告手続の費用は、償還しない。